### 平成24年度 公益財団法人川崎市国際交流協会事業計画

#### 1 はじめに

川崎市国際交流協会では、市民レベルでの国際交流を推進するため、様々な事業を展開 しているが、近年は、外国人市民の増加をはじめ、市民による国際交流活動の多様化など により、求められる役割は益々重要なものとなっている。

平成24年度からは、公益財団法人として新たな出発となることから、今まで以上に公益を目的とした活動の促進に力を入れていく必要がある。また2年目に入る川崎市国際交流センターの指定管理事業については、時代の変化や地域のニーズに対応したさらなる事業展開を図っていく必要がある。

#### 2 基本的な事業運営方針

(1) 公益財団法人としての取り組み

平成24年4月1日から公益財団法人となる当協会は、その社会的な使命、責任を鑑みて今後一層の国際交流等に係る公益活動の促進を図る。

(2) 事務事業の充実強化と効果的効率的な事業執行の推進

東急コミュニティとのJVによる指定管理者業者となって2年目となる今年度は、今まで以上に各種事業の一層の充実を図っていく。また、社会状況の変化などに対応した柔軟な事業展開に努めるとともに、計画的かつ効率的な事業執行を図っていく。

#### (3) 組織の充実

協会の事業は、平成23年度より総務課、交流事業課に、多文化 共生課を加え3課体制として業務を推進してきた。今年度も引き続き組織の充実を図り、一層の交流事業の充実並びに在住外国人支援 を推進する。

#### 3 主要事業計画

- (1) 川崎市国際交流協会事業
  - ア ドイツ・リューベック市、オーストリア・ザルツブルク市との友 好都市提携 20 周年にあたり、関連事業の企画実施並びに関係機 関・団体等が実施する交流事業を支援する。
  - イ 市民及び外国人の生活支援への効果的な事業周知ならびに情報 提供を推進する。
  - ウ 関係機関・団体及び学校等との連携・協力関係を深め、市民レベルでの国際交流を推進する。
  - エ 国際交流推進の担い手となる民間交流団体や市民ボランティア、 外国人等の育成及び活動支援を図る。
- (2) 川崎市国際交流センター事業(指定管理者事業)
  - ア 市民及び外国人市民へ向けた効果的かつ迅速な情報提供を行う。
  - イ 外国人市民に対し、日本語講座の充実を図るとともに、日本文 化及び川崎市への理解を深める特別講座を企画実施する。
  - ウ 市民の国際理解を推進するため、市民ニーズや時宜に適した講 座など、参加を促す魅力ある講座の開催を図る。
  - エ 国際交流センターを活用した各種事業・イベント等を開催、誘 致し、施設の利用促進を図る。
  - オ 外国人等からの相談を受け、助言を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携に基づく事業を推進する。
  - カ 国際交流センターの効率的で効果的な管理運営を推進する。

# 平成24年度 川崎市国際交流協会事業体系

1	諸外国の情報及び資料の収集・提供事業	
	情報サービス事業	ハローかわさき発行事業(18-1-9) ホームページによる情報提供事業(18-1-10)
2	市民レベルでの国際交流に関する事業	
	— 国際交流事業	ウーロンゴン大学川崎研修の受入れ事業(18-1-7) 市民交流団の派遣(18-1-12)
	— 行事開催事業 (主催公演事業)	インターナショナル・フェスティバルの開催事業 (18-1-8) 多文化共生推進イベント(17-1-6)
	— 講座・研修の開催事業 ————————————————————————————————————	<ul><li>地球市民講座(3-1-1)</li><li>各種語学講座の開催(3-1-1)</li><li>ボランティア研修会(3-1-1)</li><li>外国人市民のための講座(3-1-1)</li><li>ふれあい交流会事業(4-1-2)</li></ul>
	調査・研究事業	—— 調査研究事業(6-1-3)
		—— 外国人留学生修学奨励金助成事業(13-1-4)
3	民間国際交流団体及びボランティア育成事	<b>*</b>
	民間交流団体補助金の交付事業	補助金の交付(13-1-5) 国際交流民間団体の育成、支援(13-1-5)
	ボランティア活動推進事業	ボランティア活動支援(18-1-11) 国際理解教育支援(18-1-11)

## 4 その他事業

その他、川崎市等からの委託など協会の目的に資する事業

## 平成24年度 川崎市国際交流センター事業体系

